舟形町告示第23号

令和５年度舟形町不良住宅等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和５年３月28日

舟形町長　森　　富　広

令和５年度舟形町不良住宅等除却事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、使用されず、適正に管理されていないことで、周囲に対して悪影響等がある不良住宅等による町民への生命、財産等に対する危険を取り除き、被害の発生を防止するため、また、町内の若者の定住支援及び町外からの移住促進を図ることを目的とする。その交付に関しては、舟形町補助金等交付規則（平成19年３月規則第３号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　不良住宅等　居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物。

(2)　付属建物等　作業場、物置、車庫その他の主たる住居に付属したもの等をいう。

(3)　定住　町内に住所を有し、将来にわたり居住する意思があることをいう。

(4)　移住　町外に住所を有し、町内に移り住む意思があり住民票を異動することをいう。

(5)　新築　新たな住宅の建築をいう。

(6)　若者　満45歳未満の者をいう。

（補助対象不良住宅等）

第３条　この要綱の補助金の交付対象となる不良住宅等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　町内に存するもの

(2)　住宅の不良度の測定基準（別表）による評点の合計が100点以上であるもの

(3)　建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの

(4)　所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。

２　その他町長が特に認めるもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町税等及び町上下水道料の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　不良住宅等の登記事項証明書（未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳）に所有者として記載されている者（法人及び団体を除く。）

(2)　前号に規定する者の法定相続人

(3)　前２号に規定する者から当該建築物の除却についての同意を得た者

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

(5)　その他町長が特に認める者

（補助対象工事）

第５条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する不良住宅等の除却工事で、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第１の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第１項の登録を受けた建設業者と補助対象者が契約を締結する工事とする。

２　補助対象工事は、当該年度の２月末日までに完了するものでなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1)　補助金の交付の決定を受ける前に着手した工事（不良住宅等の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。）

(2)　他の制度等による除却に係る補助金の交付を受けようとする工事

(3)　不良住宅等の一部を除却する工事

(4)　不良住宅等の建替えを目的とした工事。ただし、町内の若者及び移住を希望する者が空き家を取得し、除却して新築し、定住する場合を除く。

(5)　その他町長が不適当と認める工事

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1)　除却工事の工事費

(2)　除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3)　周辺への安全を確保する上で、除却工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費

(4)　前３号に係る諸経費

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は補助対象工事としない。

(1)　不良住宅等の建物内及び敷地内の動産の処分費

(2)　その他町長が不適当と認める工事

（補助金の額及び交付回数）

第７条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号を限度とする。

(1)　住宅については、60万円(町内業者が補助対象工事を施工した場合は100万円)

(2)　付属建物等については、一敷地合わせて10万円(町内業者が補助対象工事を施工した場合は30万円)

２　補助金の交付は、前項各号に掲げる補助金の額それぞれについて、当該年度中、補助対象者一人につき１回に限る。

（補助金交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1)　現況写真

(2)　除却工事の見積書（内訳の記載されたものに限る）

(3)　登記事項証明書（未登記の場合は、不良住宅等の所有者が確認できるもの）

(4)　除却工事を行う建設業者の建設許可証の写し又は除却工事業者の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第２項の規定による通知の写し

(5)　町税及び町上下水道料金の納付状況照会同意書（別記様式第２号）

(6)　所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状（別記様式第３号）

(7)　その他町長が必要と認める書類

（補助金等交付決定）

第９条　町長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付決定の参考にするため、実態調査を実施するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条　前条の補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、補助金交付変更（取下げ）承認申請書（別記様式第５号）により、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付変更（取下げ）承認通知書（別記様式第６号）により決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から３０日以内又は申請年度の３月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第７号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　工事請負契約書の写し

(2)　工事状況写真及び完成写真

(3)　工事代金領収書の写し

(4)　除却工事により生じた廃材等の処分を証明する書類

(5)　補助金の振込先通帳の写し

(6)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められる時は、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第８号）により、決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　町長は、補助金の交付請求書（別記様式第９号）による決定者の請求に基づき補助金を交付する。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（舟形町空き家除却補助金交付要綱の廃止）

２　舟形町空き家除却補助金交付要綱（令和３年３月11日告示第８号）は廃止する。

（要綱の失効）

３　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。